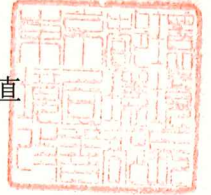




29環改保第896号
平成30年 4月23日

高圧ガス関係事業者各位

東京都環境局環境改善部長 笥直



危険物移動車両路上取締りにおける違反事案の発生と
移動基準遵守徹底について（依頼）

日頃から、東京都の高圧ガス保安行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

警視庁、東京消防庁、経済産業省等と合同で昨年11月に実施されました危険物移動車両路上取締りにおいて、重大違反事例が確認されました。平成28年度においても、重大違反、検挙事案が確認されており、2年連続の重大違反確認となりました。

高圧ガスの移動中は、さまざまな危険が潜んでおり、ひとたび事故が発生した場合、多くの人や財産への被害が予想されます。高圧ガスの移動時に遵守すべき、別添「高圧ガス移動基準」は、事故防止のための必要不可欠な基準となっています。

つきましては、高圧ガス保安法等の保安規定を改めてご確認いただき、事故防止の徹底、一層の保安管理体制の強化をお願いいたします。

記

1 危険物路上点検結果

平成29年11月に3日間、都内3各所で実施。計14台を検査。
うち2台に違反を確認。うち1台については悪質違反と判断。

2 悪質違反について

特殊高圧ガスである「ホスフィン」を運搬しているにもかかわらず、移動監視者不同乗、応急資材・工具不所持、防毒資材・工具不所持、イエローカード不所持、容器未固定、緊急連絡先不所持など消火器以外の移動基準に違反。

また、運転者は、平成29年度の他県運送指導員保安講習会受講済み者であり、移動監視者の必要なことを認知していたにもかかわらず、移送を行っていた。

【担当】

東京都環境局環境改善部環境保安課
防災担当 市橋

Tel 03-5388-3542(直通)

FAX 03-5388-1376